

別紙

諮問第561号

答 申

1 審査会の結論

「ビデオ映像記録」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日〇〇交番の私が受けた取りあつかいのビデオの閲覧」の開示請求に対し、警視総監が平成28年10月17日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

開示しないこととする理由に「交番等への不法行為を容易にするなど犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、そもそも安全と秩序に支障をきたしたのが、〇〇警察署〇〇交番内での警察官の対応である。

凶器となったステッキや折りたたみ式パイプ椅子で襲われ、顔面や体中から大量に出血している都民ファーストの都民である請求人に対して、取り扱った警察官は、すぐに救急車を呼ぶこともなく、トイレトペーパーで出血を拭かせ、交番内のカウンター前の椅子に1時間以上も放置するなどした行為こそが「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼした」警察官による行動なのではないのか。

また、開示しないこととする理由に「第三者の容姿等」とあるが、請求人に傷害を

負わせた傷害事件の犯人を指しているのか分からないが、その犯人は交番の奥の部屋で別の警察官が事情聴取していて、交番内に居たのは請求人と肖像権のない警察官の二人だけであり、その様子を見せられない理由に納得できないし、映像の閲覧が無理ならば、交番内での会話などを聞かせて貰えるよう希望する。

そして以前、テレビ放映で〇〇交番に来た外国人観光客二人に対して、道案内をする交番内での警察官が紹介されていたが、メディアでの紹介はOKで、一般国民が非開示されるとは、完全なる差別であると思う。全国放送で交番内を放映するのがOKで、都民ファーストの都民の請求が非開示など言語道断である。

この他、請求人が交番に来た時には頭部からの出血は止まっていて、血が既に固まっていたなどと取り扱った警察官から、デタラメの嘘ばかりの説明を受けたりなどしており、警察官が身内の警察官を庇っているとしか思えないため、警察官からしっかり話を聞いた上で取消しの処分を求める。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報は、「ビデオ映像記録（〇〇警察署〇〇交番 平成28年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分までの間のもの）」であり、〇〇警察署〇〇交番のビデオカメラによって撮影されたビデオ映像記録のうち審査請求人が同交番において取扱いを受けた時間帯の記録である。

(2) 非開示理由

ア 「ビデオ映像記録（〇〇警察署〇〇交番 平成28年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分までの間のもの）」について

(ア) 条例16条4号に該当

交番等の勤務員や施設に対する不法行為等に対処するために設置されたビデオカメラで撮影したビデオ映像を開示することにより、その精度、撮影角度、撮影範囲等が明らかとなり、その結果、交番等の勤務員や交番施設に対する不法行為

を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため非開示とした。

(イ) 条例16条2号に該当

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため非開示とした。また、本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の第三者（交番への来所者、交番前を通行する者等）の容姿が含まれており、現有機器をもって、これらの者に係る部分を物理的に除くことができないことから、条例17条1項の「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」ときに該当せず、全部非開示とした。

イ 理由説明の追加

審査請求人が審査請求書において「映像の閲覧が無理ならば、交番内での会話などを聞かせてください」と本件開示請求に係る保有個人情報のうち音声記録の視聴を求めていることから、審査会への理由説明に当たり、以下の理由説明を追加する。

本件開示請求に係る保有個人情報のうち音声記録の存否を明らかにすることにより、当該場所における音声記録の有無が明らかとなり、条例16条4号及び同条6号の非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3に基づき、本件請求に係る保有個人情報のうち音声記録については、その存否を明らかにすることはできない。

(ア) 条例16条4号に該当

当該音声記録の有無を明らかにすることにより、審査請求人が取扱いを受けた交番内の場所における録音の有無が明らかとなり、その結果、交番等の勤務員や交番施設に対する不法行為を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

(イ) 条例16条6号に該当

当該音声記録の有無を明らかにすることにより、審査請求人が取扱いを受けた交番内の場所において音声記録しているか否かという事実が明らかとなり、その結果、相談、事件・事故の届出等を目的として交番に来訪する者が、自身の発言等が録音されることを忌避し、来訪を躊躇したり、発言を控えるなど、交番における相談、事件・事故の受理等に係る警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあるため。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月16日	諮問
平成29年 9月20日	新規概要説明（第116回第三部会）
平成29年10月24日	審議（第117回第三部会）
平成29年11月24日	実施機関から理由説明書收受
平成29年11月27日	審査請求人から意見書收受
平成29年11月28日	実施機関から理由説明聴取（第118回第三部会）
平成29年12月19日	審議（第119回第三部会）
平成30年 1月26日	審議（第120回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 交番のビデオカメラについて

交番に設置されたビデオカメラは、交番施設や交番の勤務員等の映像を記録する装置である。

実施機関は、当該ビデオカメラは、交番等の勤務員に対する殺傷事件や交番施設に対する器物損壊事件等が数多く発生したことを契機に、交番施設における不法行為や不測の事態に対する証拠保全等に活用し、施設の保守管理等に資することを目

的に設置された旨説明している。

イ 本件対象保有個人情報及び非開示理由について

本件開示請求に係る保有個人情報の内容は、「平成28年〇月〇日〇〇交番の私が受けた取りあつかいのビデオ」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「ビデオ映像記録（〇〇警察署〇〇交番 平成28年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分までの間のもの）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、条例16条4号及び同条2号に該当するとともに、条例17条1項の「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当しないことから、全部非開示とする決定を行った。

また、実施機関は、審査請求人が審査請求書において「映像の閲覧が無理ならば、交番内での会話などを聞かせてください」と本件対象保有個人情報のうち音声記録の視聴を求めているが、音声記録の存否を明らかにすることにより、条例16条4号及び同条6号の非開示情報を開示することになることから、条例17条の3に基づき、音声記録の存否を明らかにすることはできない旨説明している。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなけ

ればならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

エ 本件対象保有個人情報の非開示妥当性について

実施機関は、交番のビデオカメラの設置目的について、交番等の勤務員に対する殺傷事件や交番施設に対する器物損壊事件やいたずら等が数多く発生したことを契機に、交番施設における不法行為や不測の事態に対する証拠保全等に活用し、施設の保守管理等に資するためであると説明している。また、当該ビデオカメラの映像記録を開示することとなると、その精度、撮影角度、範囲等が明らかとなり、犯罪等を企図する者が当該ビデオカメラの死角を狙うなど、交番等の勤務員や交番施設に対する不法行為が容易になる旨説明している。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該映像の精度、撮影角度、範囲等を確認することができた。これらのことから、本件対象保有個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例16条4号に該当し、同条2号該当性について論ずるまでもなく、非開示が妥当である。

オ 音声記録について

審査請求人は、審査請求書において音声記録の開示を求めており、これに対して実施機関は、音声記録の有無を答えた場合、審査請求人が交番において取扱いを受けた場所におけるビデオカメラの音声記録の有無が明らかとなり、条例16条4号及び同条6号の非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3に基づき、その存否を明らかにすることができない旨を追加説明していることから、審査会は、この点につい

て検討する。

(ア) 条例17条の3について

条例17条の3は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(イ) 非開示情報の該当性について

実施機関は、音声記録の有無を明らかにすることにより、審査請求人が取扱いを受けた交番内の場所における録音記録の有無が明らかとなり、その結果、交番等の勤務員や交番施設に対する不法行為を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

審査会が実施機関に確認したところ、当該場所において音声記録されていないことを明らかにした場合、交番等の勤務員や交番施設に対して危害や妨害を加えようと企図する者にとって、その行為を容易にすることが予想され、また、音声記録されていることを明らかにした場合、これを警戒した犯罪等企図者が音声を残さないようにするなどの対抗措置をとる行為が予想されることである。これらのことを踏まえると、上記の実施機関の説明は必ずしも否定し難く、音声記録の有無を明らかにすることにより、当該場所における録音記録の有無が明らかとなり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められ、条例16条4号に該当し、同条6号の該当性について論ずるまでもない。

なお、審査請求人は審査請求書及び意見書において、種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋